



H18年度税制改正大綱シリーズ

相続時精算課税制度の住宅資金贈与特例の延長

年齢は重ねても、子は親のすねをかじり、そして親は子のすねかじりにこたえようとするものです。住宅資金のすねかじりの特例が2年間延長されることとなります。

I. 相続時精算課税制度

高齢化がすすむ中で、相続が生じなくても高齢者の保有する資産を子供たちに円滑に移転させるために、**相続時精算課税制度**が創設されています。

これは、贈与税というのは、本来相続時に精算されることを前提にした概算払いという性格である趣旨から、贈与税のしくみそのものを軽減・簡素化するものです。

II. 内容

具体的には、**65歳以上の親から20歳以上の子供**への贈与について、選択制により、贈与時点では軽減された贈与税を支払い、その後実際に相続が生じたときに精算をするというものです。

このしくみでは、贈与税がかからない**非課税枠がなんと2500万円**もあり、これを越える部分についても一律**20%の贈与税**がかかるだけで済みます。

III. 住宅資金贈与に係る相続時精算課税制度

さらに、住宅を取得するための資金としてこの相続時精算課税制度を活用する場合にはもっとお得な条件となります。

贈与者が65歳以上であるという要件を満たす必要がなくなると同時に、非課税枠がさらに増え、**3500万円**までとなるのです。この非課税枠を1000万円増額できる期間は平成17年12月31日まででした。

IV. 平成18年度税制改正

平成18年度税制改正大綱では、非課税枠が**3500万円**までとなる住宅資金贈与特例を**2年間延長**することとされています。

したがって、平成19年末までは**3500万円**の非課税枠を活用することができそうです。